

前橋地方裁判所委員会（第40回）議事概要

第1 日時 令和5年1月25日（水）午後1時30分から午後3時00分まで

第2 場所 前橋地方裁判所大会議室

第3 出席者（委員・五十音順、敬称略）

（委員）

青柳恵一、岩崎泰人、小淵紀久男、清野憲一、釘島伸博、小磯正康、齊藤啓昭、佐藤裕子、杉山順一、田尻洋子、樋口努、三澤紘一郎、山崎威

（説明者）

前橋地裁総務課課長補佐（人事担当）

（庶務等）

前橋地裁民事首席書記官、同次席書記官、同事務局長、同事務局次長、同総務課長、同総務課課長補佐（総務担当）、同総務課庶務係長

第4 議題

（裁判所における）採用広報活動における実情と課題

第5 議事等

1 開会

2 新任委員の紹介（青柳委員、清野委員）

3 （裁判所における）採用広報活動における実情と課題

前橋地裁総務課課長補佐（人事担当）から議題について説明した。

4 意見交換

委員 最初の率直な感想は、群馬県の中に法学部か法律学科みたいなものができれば、一気に解決する話だなと思いました。

ですが、それを待っていたらという話なので、現実的に思ったのは幾つかあるのですが、まず、地方裁判所の職員というのは地方公務員という地位、位置付けなのでしょうか。

委員長 国家公務員ですね。

委員 それをもっと前面に出すと、例えば、群馬大学の学生とかにはすごく響くのではないかと思います。

裁判所の方たちにとっては国家公務員であることは当たり前の話なのかもしれませんが、私も分からなかったぐらいなので、国家公務員というのがはっきりしていると、興味

を持ってくれる人が増えるのではないかなと思いました。

私は県内の大学の教育学部にいるのですが、7割ぐらいが群馬県出身者です。大学を受けたときに外に行かなかったという選択をしているわけなので、潜在的には地元志向がすごく強い人たちだと思います。

その中で6割ぐらいが例年、教員になっていくと思いますが、教員以外の選択肢で一番多いのが公務員です。県庁とか、各市町村の市役所とか、そういうところが人気なのですが、そのあたりを目指している学生たちにとっては、地元の裁判所についてもすごく興味を持つのではないかと思います。うまく広報して認知度を上げれば、そのあたりの学生はかなり取り込めるのではないかというのが私の感想です。

特に可能性があるなと思ったのは、一次試験が5月で、二次試験も夏前ということで、教員採用試験よりも早いですし、ほとんどの市町村の試験よりも早い段階で一次試験があるということです。本当に知ってさえもらえれば、かなり興味を示す学生はいるのではないかと思います。

最近少なくとも私の周りでは大学事務というのが結構人気があるように感じていて、大学事務も裁判所の職員たちと同じように、(県別で試験するのではなく)関東で一括した試験を国立大学で実施して、その中から勤務を希望する大学を選んでいくという形なので、裁判所と似ているなと思いますが、大学事務の試験よりも少し早く試験が行われるようなので。

学生たちが何で大学事務の仕事を知っているかといえば、大学にいるからそういう仕事があることを知っているというところが多いと思います。(裁判所職員についても)法学部ではない人たちに、いかにうまく知ってもらえるかが重要ではないかという感想を持ちました。

委員 国家公務員ということですが、採用が高裁単位ということは、試験が、東京高裁の地域を希望する方は、そこに申し込んで、その単位で試験をするという感じなのですか。

説明者 前提から説明させていただきますと、裁判所職員は国家公務員になるのですが、一般的な行政職の国家公務員の試験とは別に実施されます。

裁判所職員の採用試験は、試験としては最高裁で所管しておりまして、全国一律同じ日に、同じ試験を実施するということになります。

受験地については、基本的には希望する勤務地を管轄する高等裁判所単位に申込みをしますが、筆記試験については、希望する勤務地にかかわらず全国の試験地から受験に便

利な試験地を選択して受験することができます。

実際に試験を行うのは裁判所の建物ではなくて、例えばどこかの大学をお借りしたりという場合もありますが、いずれにせよ地元の試験地で受験することができるというような制度になっております。

委員長 要するに、試験は全国一律でやっているけれども、場所は希望するところで受けられるということですね。もちろん前橋でも受けられるのですよね。

説明者 はい。

委員 自分が勤務を希望する地域を管轄する高裁単位で申し込むということは、東京高裁の管轄内で働きたい場合には、そこへ申し込んでということになりますか。

説明者 はい。そういうことになります。

委員 その中で合否を決めていって、絞っていくのですか。

説明者 はい。そういうことになります。

ただ、希望する高等裁判所の管内でどこに採用されるのかというのは、マッチングの話になりますので、東京で働きたいので東京高等裁判所管内で受験したけれども、各庁の欠員状況等に応じて、静岡で採用されるとか、群馬で採用されるとか、そういう場合も考えられます。

委員 あともう1つ、最終合格者のうち成績順位が上位の人から声をかけて採用するということのように、名簿に登載されても、必ずしも採用されるわけではないということですか。

説明者 そうですね。順位によってということになります。順位と、御本人の希望と、庁の欠員状況との調整を踏まえて採用庁が決まるということになります。

委員 名簿への登載というのは、3月とかになってしまえば無効になって、翌年また頑張って名簿に載るように受けるというような感じになるんですか。

説明者 8月に合格発表がありまして、その名簿というのは、合格発表があったときから1年間有効になりますので、翌年の3月までに声がかからなかったとしても、合格した年の翌年の8月までは名簿は有効になります。したがって、多くはありませんが、合格の翌年4月以降でも8月までの間に声がかかる可能性もあります。

委員 ただ、ちょっと不安なのは、名簿に載っているけれども、そのまま採用にならないというケースもある。

説明者 はい。そういうケースもあります。翌年の8月まで名簿は有効なのですが、それまでに

また次の年の試験が始まってしまいます。前年合格したけれども声がかからなかったので、翌年再度チャレンジするという場合もあります。

委員 いい成績を取れば採用されるということでしょうけれども、声かけが翌年の2月ぐらいまでということになると、心配になる学生さんもいるのかなと感じたため伺いました。

説明者 8月に実施する合格者説明会で質問される事項として、上位の合格者は採用がある程度確実なところがあるので、採用されてからの不安だとか、そういった質問が多いのですが、そこまでの順位には至らない合格者からは、実際採用されるんですかという不安の声がよく聞かれます。

ですので、そういう合格者に対しては、翌年の採用試験の受験についても検討の余地があることを伝えることがあります。

委員 辞退が多いのではないかなと私は思っているのですが、公務員試験の場合は、いろんな試験を重複受験されている方が多いので、過去の採用実績を踏まえた最終合格者数を算出しているのだと思います。

そうすると、名簿に載ったものの採用にならないというケースはそんなに多くないような気がするのですが、そうではないのでしょうか。

説明者 おっしゃるとおりで、最近はこちらかという、優秀な学生を各機関・企業で取り合う、売り手市場というところがあるかなというのが率直な感想です。そのため、(名簿に登載されたものの採用されないケースもありますが)他に合格したため辞退される方もいます。

委員 分かりました。逆に、合格したけれども、辞退する人というのがかなりの割合いるということなんですか。

説明者 実際の辞退率までは把握できていないのですが、一定数の辞退者がいるので、それを見込んで相当数の受験者を確保したいということもありますし、あとは、合格した方に何とか裁判所に入ってもらうことが重要になってくるのかなと思っています。

委員長 正直申し上げると、先ほど他の委員からもありましたが、やはり裁判所と県庁、市役所両方合格すれば、県庁、市役所へ行かれる方がどうしても多いのかなと。そういう方に、ここの裁判所で働く魅力をどんなふうにアピールしたらいいのかなと、そんなことも我々としては課題だと思っています。

委員 裁判所の仕事というのは、公務員の仕事の中でも一番イメージしづらい仕事かなと思っていましたが、パンフレットなどを見ますと、よく裁判所の仕事分かるように作られていて、ユーチューブなどもよくできているなと思いました。

特に学生が今求めている、職場の雰囲気とか、ワーク・ライフ・バランスとか、また意外と学生は、仕事のやりがいだとか、自己成長みたいなことも言ってくるのですが、そういった部分にちゃんと触れてあって、プロの方が作られたという感じもしました。

要は、こういったものがあるので、これをいかに学生の方に知っていただくかということだと思うんですね。私も今日ここに来たときに、大学の説明会だとか、そういうのをやったほうがいいのではないかという話をしようと思ったのですが、そういった活動をされているようですね。

令和元年のときに県内の大学に行って説明されているようですが、それ以降、コロナ禍でできなかったということなのでしょう。

説明者 そうですね、ここ2年ぐらいはできていませんでした。もっとも、各大学のウェブページに就職説明会等に関する記載がありますので、それを参考にしながら、今後大学説明会を実施できるように準備しているところです。

委員 私どもも毎年5人から10人ぐらい採用しているのですが、今年は非常に有効求人倍率が上がっている上、学生数が減っていることもあり、申込者がかなり減りました。

それと、私のところも公務員志望者との重複が多く、辞退者もいるため、今ぎりぎりのところでやっているような状況ですが、経験上、職員のOBが県内の出身大学に行って説明するというのが一番有効だと感じています。

昨年は学校から声がかかってこなかったのか、学校に訪問して行う説明会を実施できなくて、そうしたら今年は受験者がゼロという。やはりこれは、業務説明会というのは非常に有効なのだということを改めて感じました。今年はやられる予定だということなので、ぜひ力を入れていただければいい結果が出てくるのではないかと思います。

委員長 やはり、学生の方もそういう、先輩の縁とか、どんな仕事かイメージできるような説明とか、そういうことが結構訴求するということなんではないでしょうか。

委員 前橋を志望したとしても必ずしも前橋採用になるかどうか分からないというお話だったのですが、例えば、首尾よく前橋採用になったとして、その後は希望すればずっと前橋にいられるのでしょうか。

委員長 そこは採用のとき、どういう職種で採用されているとか、御本人の希望もあるのですが、一般的な形でいいますと、基本的には群馬県内です。

ただ、裁判所の場合、だんだん管理をするようなポストになってくると、東京とか、ほかの庁と往復したり、でも最終的には群馬に帰ってくるというような異動をすることが多

いです。

委員 先ほど話があったのですが、県庁、市役所と重なって、どちらも合格すると、そちらに行ってしまう学生が多いというのは、私が見る限りでは、市役所とか県庁とかを目指す学生ってやはり地元志向がものすごく強いので、必ず前橋採用になるか分からない裁判所と、確実に県とか市で採用される市役所等とで比較すると、後者に行っちゃうかなという感じは受けました。

委員長 御指摘のとおり、転勤、特に域外の転勤の問題というのは、非常にやはり切実なのだろうなと考えています。

委員 それから、複数の試験に合格する学生がいるのはすごいなと思いますが、例えば市役所を受けてダメだったら他の市役所を受験するというのは割と考えやすいというか、そういうつもりで就職活動や公務員対策をしている学生は多いと思いますが、裁判所の試験というのは、割と毛色が違うんですかね。プラスしてやろうと思うと、学生によると思いますが、結構大変ではないでしょうか。

委員長 試験の内容でしょうかね。科目とか、問われている試験の中身とか。

説明者 裁判所事務官採用試験（大卒区分、一般職）では、一般的な教養試験のほかに法律科目がありまして、憲法の試験で論文を書かなければいけないというところと、憲法のほか民法と刑法について択一式の試験があります。

ただ、刑法については、経済理論との選択ができるので、例えば国家公務員採用一般職試験や自治体の試験を受けている方は、刑法をやらないで経済理論を選択することもできます。

そういう意味では、幅広く試験問題を設定させていただいているのですが、裁判所という機関の特性や実務での必要性を考えて、それ以外の法律科目は必須になっているのかなと思います。

委員 学生からすると、併願というか、第1志望に行けなかったときのことを考えながら進路を決めると思いますが。教員採用試験の場合は、仮に不合格だとしても、臨時採用という形で学校に入ることも多数ありますし、市役所の場合だとほかの市も受けられるというのが多いと思います。

併願みたいな形でどこまでできるかというのを示せると、学生が安心できるので門戸が広がるかなという印象を受けました。

委員長 実情としては、最初に法学部がないということ、国公立大学にないということで御指摘

いただきましたが、裁判所職員採用試験の受験者のうち法学部を出た方の割合は半分よりは少ないぐらいの感じですかね。

説明者 やはり法学部卒の方が多いと思いますが、それ以外の方も相当数いますので、入ってからのハードルはそこまで高くないかなというふうに思っております。

委員 県内の大学に対する説明会とか、あるいは、高校生に裁判所を実際に見ていただくような広報活動をされているということですが、例えば、大学生のインターンシップとか、そういうことはやられているんですか。

説明者 コロナ前は、裁判所に来ていただいて、模擬裁判に立ち会って調書を作成するなど実際に書記官の仕事を体験する内容のインターンシップを実施することはありました。

コロナ禍以降、なかなかそういったところはできていなかったのですが、今年度からインターンシップであるとか、ワークショップとか、そういった実践的な、具体的な仕事のイメージを持っていただけるような業務説明会等の実施を検討しているところです。

委員 私は今、国立の重度知的障害者の総合施設に行っています。福祉業界は非常に人手不足で、募集をかけてもなかなか人材が来ないし、国立は割合民間に比べて条件がいいのですが、それでも厳しい状況で、人の確保が大変です。

でも、福祉業界って、専門学校や大学で実習みたいなのがあって、東京の福祉系の大学に行った群馬県出身の学生が実習先として地元にある（私が行っている）国立施設に来ることがあります。大変だと思っていたけれども、実際にやってみたら非常にやりがいを感じたので、卒業したら試験を受けてみようとか、あるいは、卒業前でも非常勤やアルバイトとして働けるのであればぜひやってみたいと言ってくれる学生もいます。

だから実体験というのが非常に重要だなというふうに思いましたので、ぜひそういう取組を進めていただけたらなと思います。

委員 昔はと言っていいかどうか分からないですが、募集をかければ相当数受験する人もいたのですが、最近はだんだん受ける人も少なくなってきました。

やはり新聞社でも、ホームページ上の動画で会社を説明したり、色々な説明会に行って説明する機会を設けたりとか、今おっしゃっていたような、インターンシップを年2回ぐらい受け入れまして、実際に現場に出て記事を書いてもらって、それを紙面に載せて、そういうことで体験してもらおうとか、少しでも関心を持ってもらうようなことはしています。

やはりそうやって、実際どういう仕事をしているのかというのが分かったほうが、入ってから定着がしやすいかなと思います。

今、うちの業界だけではなく、どこもそうだと思いますが、入社して間もなく辞めちゃったりだとか、せっかく合格して入社しても途中で辞めてしまうという方が結構増えていきますので、仕事とうまく合うかどうかとか、そういう点でも、色々な体験ができることはいいのだらうと思います。

あと、今ちょっと工夫しているのが、採用試験の際に、普通は筆記試験を受けて、面接やってという形でだんだんふるい落としとしていくのですが、受験者の希望に応じて、筆記試験と面接の間に1回会社に来てもらって、中堅どころの記者とか、営業の職員だとか、そういう人と懇談するような場面を設けています。

リクルーター面接みたいな形で、実際にこんな仕事をしているんですよというのを話してもらって、少し受験者にイメージを持ってもらう、そんな取組もしています。

一番には、ここへ入ったらどんな仕事をするのかということイメージしてもらって、決断してもらおうというほうが、定着したりとか、そういった意味ではいいのかなと考えています。

委員 先ほど他の委員からも一、二年で辞められてしまうというお話がありましたが、私どものほうも、ここ最近になって若いうちに退職してしまうことが非常に増えておりまして、対策が難しいと感じています。

裁判所では、途中で離職してしまうということはあるのでしょうか。

説明者 裁判所は比較的ワーク・ライフ・バランスをとりやすい環境ということもあり、離職者はそこまでは多くないのかなという感覚はあります。

ただ、テレビなどで結構転職の commercials をやっていますが、人材の流動性が高まっていると感じることがあり、若手がその影響を受けて離職を考えるという話に触れたことはあります。

委員長 採用された後のキャリア形成ということであると、長い期間かけてキャリアを積んでいってもらおうという仕組みなものですから、採用後数年で辞められるというのは非常に痛いところがあります。

逆に、人材流動ということでは、他職の経験のある人をどのぐらい採るのかというのもまた一方で課題なのですが、受験できるのは30歳まででしたでしょうか。

説明者 概ね受験する年に30歳になる方までです。

委員長 公務員で転職ということはあまりないかもしれないけれども、最近、民間の経験を多少されてから裁判所に来てくれるという方もいます。

委員 ドラマなどで検察ものを時々やっていますが、そうすると何か、検事と一緒に現場に行き捜査ができて、すごくワクワクするような体験ができるのではないかという思いで入ってくれる人も多いのですが、現実の仕事というのは地味で大変な仕事で、ワーク・ライフ・バランスは最近改善されてきたとはいえ、やはり捜査の都合とか、そういうので長時間勤務になることもあります。

むしろ、我々としてはやはり、業務説明会、あるいは採用までの間に、そんなにバラ色の職場ではないということはちゃんと伝えるようにしています。

あと、今は、昔の教え方で部下職員を教えてしまうとたちまち辞められてしまうというところがありますので、やはり職場の先輩たち、特に15年20年経ったぐらいの人以上は、昔の受けてきた指導というのが今の時代は通用しないよ、という意識をしっかりと持ってもらうというのが大切なのかなと思っています。

委員長 貴重な御意見を頂戴してありがとうございます。その他、パンフレットや広報動画について、さらにこういう取組み、あるいは、こういう人たちにもう少し訴えかけたら群馬県で充実して働いてくれる職員を採用できるのではないかという観点で御意見を頂戴できれば承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員 今日、動画を見せていただいて思ったのですが、もともと裁判所自体が一般の人にとって敷居が高いんですね。だから非常にイメージしにくい。

その中で、高校生ぐらいのときに仕事のイメージを持ってもらえれば、大学卒業前に説明を受けたときに、非常に受け入れやすいのではないかと思います。

というのは、最近、若い人が田舎に住んでよかったと書いているのを見た際、小学校の社会科でこういう生活の仕方もあるのだというのを聞いたことがきっかけだったということがありました。そのため、子供の頃や若い頃に聞いたことは比較的なじみやすいのではないかなと。

裁判員になる対象者も18歳以上になり高校生も含まれるようになったので、高校生に向けた活動をするのも、一つのいいきっかけになるのではないかなと思いました。

委員長 今まさに言っていたようなことを我々も考えていまして、去年は1つの高校しかできなかったのですが、できれば県内のいろんな高校にそういう働きかけをして、可能であれば裁判所に来ていただいて、職員とも話をする機会を設けてはどうかなということも考えているところです。

委員 最終合格者の中には自治体など複数受かったという方も一定数いると思いますが、最終

的に裁判所を選んでいる方はどの程度いるんですか。

説明者 裁判所だけ受けているという方は少なく、ほぼ併願されていらっしゃると思います。

裁判所だけ受かって裁判所に来ましたという人もやはり少なく、他の試験にも受かっていて、結果として県庁を選びましたとか、市役所を選びました、その中で、裁判所を選びましたと言ってくれた人が採用者の人数になっていると考えております。

委員 そうしますと、その採用された方が、何を根拠に裁判所を選択したかというアンケートを取っていらっしゃいますか。

説明者 ちょっとそのものではないかもしれませんが、裁判所を選んだ理由として挙げられるのが、働きやすさであるとか、ワーク・ライフ・バランスとか、特に女性とか、育児休業の取得率が100%とか、そういったところを魅力に感じて入ってきてくれたという方がやはり多いです。

ただ、先ほどもちょっとお話に上がっていましたが、採用後、引き続いて継続的に働いてもらうということを考えると、職場環境だけではなかなか難しいかなと思っています。

昨今こういう時代なので、働きやすさというのを目指している企業さんであるとか組織というのはそれなりにありますので、職場環境だけを裁判所の魅力としてしまうと、どうしても負けてしまうというところがあります。そうすると、本質的には、仕事のやりがいであるとか、裁判所の国家機関としての存立意義、そういったところを十分に理解していただいて、継続的に働いていただく、採用を受けていただけるような採用広報活動をしたと考えています。

あとは、地元志向の方が多いという話もあったと思いますが、裁判所は、他県であるとか、場合によっては東京に異動したりという場合もあります。全国一律の司法サービスを提供するという社会的使命もありますし、色々な経験をしていただくというところもありますので。

ですので、地元志向の方にも、やりがいであるとか、存立意義というのを十分に理解していただければ、そういった異動も納得した上で採用に応じていただけるのではないかなというふうに、理想としては考えております。

委員 今言った観点をもっとこう、前面に押し出してアピールするといいいんじゃないかと思えますけどね。

委員 やはり法学部とか法律学科とかが県内の大学にないということを考えると、裁判所を受けようと思うと、本腰入れて時間かけてちゃんと向き合わないといけないというところが

どうしてもあると思うんですね。

そうすると、3年生とか4年生ではちょっと遅いような印象があって、もちろん3年生ぐらいに働きかけることは大切だと思いますが、できれば1年生とか2年生に伝わるというふうなイメージに思います。

そういう機会があるのか分からないですが、1、2年生でも就職ガイダンスみたいなものに力を入れている大学もあるでしょうし、日本国憲法って必修科目ですかね。

委員長 法学部ではさすがにまだ必修のところが多いと思いますが、ほかの学部ですとほとんど選択科目かなと思います。

委員 少なくとも、教育学部だと必修科目で全員取っていると思うんですね。教員にアプローチして、少しお話しいただく機会を設けたりすると、ダイレクトに何人かには響くのではないかと思います。

委員長 具体的な御提案、ありがとうございます。

パンフレットなども、ポンと就職課に置いてあるだけではなかなか訴求しなくて、直接渡せるような機会を作ったり、ぜひここを見てください、というような形で訴えかけられるといいのかなと思います。

委員 今日この説明を受けたときに驚いたのが、裁判所の場合、基本的に採用された庁の同一都県内で異動するという事です。これを知っている学生は少ないと思うんですね。

ここら辺をもっとアピールすると思います。公務員人気があるというのは、地元の群馬で働きたいという人が多いということなので、裁判所も群馬県内でずっと働けるのであれば裁判所を希望したいという学生も増えるのではないのでしょうか。仕事の魅力には非常に魅力のある仕事だと思いますので。

今の学生はやりがい非常に求めていますから、そこら辺に訴えていくと非常にいいと思います。群馬県内で継続的に働けますよ、ふるさとで働けますよというのを強くアピールすると非常にいいのではないかなという印象を受けました。

委員長 どうしても、裁判官は全国異動なものですから、裁判所は国の組織だし、日本中行かなければいけないのかなというイメージがあるのかもしれないですね。

委員 私も公務員試験でほかの職種も受けましたが、大体、少なくとも関東甲信越だとか、結構広範囲に動きますよね。同一都県内で働けるというのはあまりないと思いますので、これはかなり強みではないかなと思いました。

委員長 本日は貴重な御意見をいただきありがとうございました。具体的な提案も頂きましたの

で、これを取り入れて充実させていきたいと思いをします。

- 5 前回取り上げた民事訴訟手続のデジタル化の進捗状況について杉山委員から説明した。
- 6 次回の開催期日及びテーマについて
未定（追って調整）